

第520回茨城海区漁業調整委員会 次第

日時：令和5年8月8日（火）

午後3時から

場所：水戸市三の丸1-1-33

すいさん会館 5階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員17名、出席委員 名、欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員、 委員

5 議 題

第1号議案（資料No.1） 共同漁業及び定置漁業の免許について（諮問）

第2号議案（資料No.2） 茨城県資源管理方針の改正について（諮問）

第3号議案（資料No.3） 千葉・茨城相互入会漁業協定更新に係る対応方針について
（協議）

6 その他

7 閉 会



漁諮問第8号

茨城海区漁業調整委員会

令和5年3月9日付け茨城県告示第253号によって公示された方法により公表された茨城海面における海区漁場計画に対し、漁業法（昭和24年法律第267号）第69条第1項の規定に基づき、平潟漁業協同組合ほか10者から別紙のとおり免許の申請があったので、同法第70条の規定により意見を求める。

令和5年8月3日

茨城県知事 大井川 和彦



別紙

公示番号	申請者名	申請者住所	申請日	備考
茨共第1号	平潟漁業協同組合	北茨城市平潟町 605 番地先	令和5年6月28日	
茨共第3号	大津漁業協同組合	北茨城市大津町 2799 番地	令和5年6月30日	
茨共第4号	大津漁業協同組合	北茨城市大津町 2799 番地	令和5年6月30日	代表
	川尻漁業協同組合	日立市川尻町一丁目 10 番 10 号		
茨共第5号	川尻漁業協同組合	日立市川尻町一丁目 10 番 10 号	令和5年6月30日	
茨共第6号	久慈町漁業協同組合	日立市久慈町一丁目 1 番 2 号	令和5年6月30日	
茨共第7号	久慈町漁業協同組合	日立市久慈町一丁目 1 番 2 号	令和5年6月30日	
茨共第8号	久慈町漁業協同組合	日立市久慈町一丁目 1 番 2 号	令和5年6月30日	
	久慈浜丸小漁業協同組合	日立市久慈町一丁目 1 番 2 号		代表
茨共第9号	久慈浜丸小漁業協同組合	日立市久慈町一丁目 1 番 2 号	令和5年6月30日	
茨共第10号	久慈町漁業協同組合	日立市久慈町一丁目 1 番 2 号	令和5年6月30日	代表
	久慈浜丸小漁業協同組合	日立市久慈町一丁目 1 番 2 号		
茨共第11号	久慈町漁業協同組合	日立市久慈町一丁目 1 番 2 号	令和5年6月30日	代表
	久慈浜丸小漁業協同組合	日立市久慈町一丁目 1 番 2 号		
	磯崎漁業協同組合	ひたちなか市磯崎町 4643 番地		
茨共第12号	磯崎漁業協同組合	ひたちなか市磯崎町 4643 番地	令和5年6月30日	
茨共第13号	那珂湊漁業協同組合	ひたちなか市和田町三丁目 11 番 11 号	令和5年6月27日	
茨共第15号	大洗町漁業協同組合	東茨城郡大洗町磯浜町字東 8253 番地の 10	令和5年6月30日	
	鹿島灘漁業協同組合	鹿嶋市大字平井字灘 2289 番地		代表
	はさき漁業協同組合	神栖市波崎新港 9 番地		
茨共第16号	大洗町漁業協同組合	東茨城郡大洗町磯浜町字東 8253 番地の 10	令和5年6月30日	
	鹿島灘漁業協同組合	鹿嶋市大字平井字灘 2289 番地		代表
	はさき漁業協同組合	神栖市波崎新港 9 番地		
茨共第17号	那珂湊漁業協同組合	ひたちなか市和田町三丁目 11 番 11 号	令和5年6月30日	
	大洗町漁業協同組合	東茨城郡大洗町磯浜町字東 8253 番地の 10		代表
	鹿島灘漁業協同組合	鹿嶋市大字平井字灘 2289 番地		
	はさき漁業協同組合	神栖市波崎新港 9 番地		
	銚子市漁業協同組合	千葉県銚子市川口町二丁目 6528 番地		
茨定第1号	久慈町漁業協同組合	日立市久慈町一丁目 1 番 2 号	令和5年6月26日	

【茨城海区】漁業権免許審査状況一覧

1 共同漁業

区分	免許申請者	代表	申請年月日	総会の特別決議(水協法第50条)				漁業法第71条第1項各号の非該当※				
				総会日	総会成立	賛成者数	審査結果	第1号	第2号	第3号	第4号	
第1号	団体	平潟漁業協同組合		R5.6.28	R5.6.24	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
第3号	団体	大津漁業協同組合		R5.6.30	R5.6.24	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
第4号	団体	大津漁業協同組合	○	R5.6.30	R5.6.24	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
		川尻漁業協同組合			R5.6.24	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
第5号	団体	川尻漁業協同組合		R5.6.30	R5.6.24	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
第6号	団体	久慈町漁業協同組合		R5.6.30	R5.6.25	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
第7号	団体	久慈町漁業協同組合		R5.6.30	R5.6.25	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
第8号	団体	久慈町漁業協同組合		R5.6.30	R5.6.25	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
		久慈浜丸小漁業協同組合	○		R5.6.25	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
第9号	団体	久慈浜丸小漁業協同組合		R5.6.30	R5.6.25	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
第10号	団体	久慈町漁業協同組合	○	R5.6.30	R5.6.25	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
		久慈浜丸小漁業協同組合			R5.6.25	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
第11号	団体	久慈町漁業協同組合	○	R5.6.30	R5.6.25	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
		久慈浜丸小漁業協同組合			R5.6.25	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
		磯崎漁業協同組合			R5.6.24	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
第12号	団体	磯崎漁業協同組合		R5.6.30	R5.6.24	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
第13号	団体	那珂湊漁業協同組合		R5.6.27	R5.6.25	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
第15号	団体	大洗町漁業協同組合		R5.6.30	R5.3.25	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
		鹿島灘漁業協同組合	○		R5.6.24	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
		はさき漁業協同組合			R5.6.24	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
第16号	団体	大洗町漁業協同組合		R5.6.30	R5.3.25	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
		鹿島灘漁業協同組合	○		R5.6.24	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
		はさき漁業協同組合			R5.6.24	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
第17号	団体	那珂湊漁業協同組合		R5.6.30	R5.6.25	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
		大洗町漁業協同組合	○		R5.3.25	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
		鹿島灘漁業協同組合			R5.6.24	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
		はさき漁業協同組合			R5.6.24	成立	2/3以上	○	○	○	○	○
		銚子市漁業協同組合			R5.6.17	成立	2/3以上	○	○	○	○	○

2 定置漁業

区分	免許申請者	代表	申請年月日	総会の特別決議(水協法第50条)				漁業法第71条第1項各号の非該当※				自営事業の可否 (水協法第17条第1項及び第2項)	
				総会日	総会成立	賛成者数	審査結果	第1号	第2号	第3号	第4号		
第1号	個別	久慈町漁業協同組合		R5.6.26	R5.6.25	成立	2/3以上	○	○	○	○	○	○

※

免許をしない場合(漁業法第71条第1項)

第1号	申請者が次条(第72条)に規定する適格性を有する者でないとき。
第2号	海区漁場計画又は内水面漁場計画の内容と異なる申請があつたとき。
第3号	その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき。
第4号	免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき。

免許についての適格性(漁業法第72条)

個別漁業権の場合(第1項)

第1号	漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
第2号	暴力団員等であること。
第3号	法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。
第4号	暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

団体漁業権の場合(第2項)

第2号	その組合員のうち関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの
-----	--

令和5年漁業権免許の一斉切替の流れ

	月	事項	内容
R 4	4~9月	意向調査 行使実態調査	関係漁協・行使者を対象に継続意向調査、意見聴取、 行使実態調査を実施
	6~12月	関係機関調整	
	11月	基本方針	委員会における免許切替えの基本方針案の事前協議
	11月	策定状況報告	
	12月	漁場計画	委員会における海区漁場計画案の事前協議
	1月	委員会諮問	知事から委員会あて海区漁場計画の諮問（法第64条第4項）
	2月	公聴会	
	2月	委員会答申	委員会から知事あて答申
	3月	決定公示	海区漁場計画の樹立（県報掲載）（法第64条第6項）
R 5	6~7月	免許申請	免許申請書受付（法第69条第1項）
	7~8月	審査	適格性の審査（法第72条）
	8月	委員会諮問 答申	知事から委員会あて諮問（法第70条） 委員会から知事あて答申
	8月	免許	免許状交付（法第69条）
	9月	公示	県報掲載

漁業法（抜粋）

（漁業の免許）

第六十九条 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。

2 前項の免許を受けた者は、当該漁業権を取得する。

（海区漁業調整委員会への諮問）

第七十条 前条第一項の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

（免許をすべき者の決定）

第七十三条 都道府県知事は、第六十四条第六項の申請期間内に漁業の免許を申請した者に対しては、第七十一条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、免許をしなければならない。

2 （略）

水産業協同組合法（抜粋）

（漁業の経営）

第十七条 第十九条第一項の規定により組合員に出資させ、かつ、その営む漁業又はこれに附帯する事業に常時従事する者の三分の一以上が組合員又は組合員と世帯を同じくする者である組合は、第十一条に規定する事業のほか、漁業及びこれに附帯する事業を営むことができる。

2 前項の規定により組合が漁業を営むには、組合員の三分の二以上の書面による同意を必要とする。

3～4 （略）

（特別決議事項）

第五十条 次の事項は、総組合員（准組合員を除く。）の半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上が出席し、その議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の多数による決議を必要とする。

一～三 （略）

四 漁業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更

五 漁業権行使規則又は入漁権行使規則の制定、変更及び廃止

六 （略）



水振諮問第1号

茨城海区漁業調整委員会

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、茨城県資源管理方針（令和3年茨城県告示第860号）を別記のとおり変更したいので、同条第10項において準用する同条第4項に基づき意見を求める。

令和5年8月2日

茨城県知事 大井川 和彦



(別記)

茨城海区において、主要な水産資源である「ひらめ」、「やなぎむしがれい」、「さめがれい」、「ぶり」、「いかなご」、「まだい」、「しらいとまきばい」、「ちょうせんはまぐり」、「うばがい」、「えぞあわび」の資源管理を推進するため、茨城県資源管理方針に個別の水産資源についての具体的な資源管理方針を追加するとともに、必要な変更を行うこととし、別紙のとおり変更するものである。

茨城県資源管理方針

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の海面は、沖合で親潮と黒潮が交錯し、これらの海流から派生する分枝が沿岸で混合する寒・暖流性の魚介類の好漁場であり、内水面でも国内第2位の面積を有する霞ヶ浦北浦などで漁業が盛んであり、高い生産力と地域ごとの特性に応じた多種多様な漁業が営まれている。本県では水産加工業も盛んに営まれており、水産業が重要な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に分配することで、当該影響の緩和に努めるも

のとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、使用漁具の制限や休漁期間の設定など漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

- (1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。
- (2) 漁獲量等の情報は、法第 26 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第 58 条において準用する法第 52 条第 1 項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第 90 条第 1 項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。
- (3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえ、より迅速にかつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び茨城県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第 7 茨城県資源管理方針の検討

法第 14 条第 8 項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね 5 年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも 5 年ごとに見直しを行うものとする。

第 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

- 1 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙 1-1 まあじ」から「別紙 1-7 まさば及びごまさば太平洋系群」までに、それぞれ定めるものとする。
- 2 特定水産資源以外の水産資源の具体的な資源管理方針は、「別紙 2-1-1 ひらめ太平洋北部系群」から「別紙 2-2-3 てながえび霞ヶ浦北浦海区」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙1-1) まあじ	(略)
(別紙1-2) まいわし太平洋系群	(略)
(別紙1-3) くろまぐろ(小型魚)	(略)
(別紙1-4) くろまぐろ(大型魚)	(略)
(別紙1-5) すけとうだら太平洋系群	(略)
(別紙1-6) するめいか	(略)
(別紙1-7) まさば及びごまさば太平洋系群	(略)

(別紙2-1-1)

第1 水産資源

ひらめ太平洋北部系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を提案された目標管理基準値案以上の水準に維持するという目標を踏まえ、県が行う資源評価において判断される資源水準を中位以上に維持する。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性の目標とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

全長30センチメートル以下の再放流により小型魚保護に取り組んでいく。また、茨城県海面漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表する。さらに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、種苗放流を実施するとともに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙2-1-2)

第1 水産資源

やなぎむしがれい太平洋北部

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を提案された目標管理基準値案以上の水準に維持するという目標を踏まえ、県が行う資源評価において判断される資源水準を中位以上に維持する。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性の目標とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

茨城県海面漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表する。さらに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙 2-1-3)

第 1 水産資源

さめがれい太平洋北部

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を提案された目標管理基準値案以上の水準に回復させるという目標を踏まえ、県の資源評価において判断される資源水準を中位以上に維持する。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性の目標とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

茨城県海面漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表する。さらに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙 2-1-4)

第 1 水産資源

ぶり

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、令和 10 年までに、提案された目標管理基準値案以上の水準に回復させる。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性の目標とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

茨城県海面漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表する。さらに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙 2-1-5)

第1 水産資源

いかなご太平洋北部（こうなご、めろうど）

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源状態を、低位水準から脱することを目標に、県が行う資源評価において判断される資源の動向を、令和10年までに、増加にすることを旨とする。

なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には当該資源管理の目標を資源管理の方向性の目標とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

茨城県海面漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表する。さらに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

（別紙2-1-6）

第1 水産資源

まだい茨城県海域

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源水準を、中位以上に維持する。

なお、資源評価における評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

茨城県海面漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表する。さらに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

（別紙2-1-7）

第1 水産資源

しらいとまきばい茨城県海域（べー貝、つぶ貝）

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源の動向を、令和10年までに、増加にすることを旨とする。

なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性の目標とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

殻長7センチメートル以下の再放流により小型貝保護に取り組んでいく。また、茨城県海面漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表する。さらに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙2-1-8)

第1 水産資源

ちょうせんはまぐり茨城県海域(鹿島灘はまぐり)

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源水準を、中位以上に維持する。

なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性の目標とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

茨城県海面漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表する。さらに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙2-1-9)

第1 水産資源

うばがい茨城県海域(ほっきがい)

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源の動向を、令和10年までに、増加にすることを旨とする。

なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性の目標とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

茨城県海面漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表する。さらに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙2-1-10)

第1 水産資源

えぞあわび茨城県海域

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源水準を、中位以上に維持する。

なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性の目標とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

茨城県海面漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表する。さらに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、種苗放流を実施するとともに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

- (別紙 2-2-1) わかさぎ霞ヶ浦北浦海区 (略)
- (別紙 2-2-2) しらうお霞ヶ浦北浦海区 (略)
- (別紙 2-2-3) てながえび霞ヶ浦北浦海区 (略)

参考 法令抜粋

漁業法

(都道府県資源管理方針)

第十四条 都道府県知事は、資源管理基本方針に即して、当該都道府県において資源管理を行うための方針（以下この章及び第二百五条第一項第一号において「都道府県資源管理方針」という。）を定めるものとする。ただし、特定水産資源の採捕が行われていない都道府県の知事については、この限りでない。

2 都道府県資源管理方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 資源管理に関する基本的な事項
- 二 特定水産資源ごとの知事管理区分（都道府県知事が設定する管理区分をいう。以下この章において同じ。）
- 三 特定水産資源ごとの漁獲可能量（当該都道府県に配分される部分に限る。）の知事管理区分への配分の基準

四 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

五 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

六 その他資源管理に関する重要事項

3 前項第三号の配分の基準は、水域の特性、漁獲の実績その他の事項を勘案して定めるものとする。

4 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

5 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

6 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 農林水産大臣は、資源管理基本方針の変更により都道府県資源管理方針が資源管理基本方針に適しなくなつたと認めるときは、当該都道府県資源管理方針を定めた都道府県知事に対し、当該都道府県資源管理方針を変更すべき旨を通知しなければならない。

8 都道府県知事は、前項の規定により通知を受けたときは、都道府県資源管理方針を変更しなければならない。

9 都道府県知事は、前項の場合を除くほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、都道府県資源管理方針について検討を行い、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

10 第四項から第六項までの規定は、前二項の規定による都道府県資源管理方針の変更について準用する。

(協定の締結)

第二百二十四条 漁業者は、漁獲割当管理区分以外の管理区分（第七条第二項に規定する管理区分をいう。）における特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理に関して、協定を締結し、農林水産省令の定めるところにより、農林水産大臣又は都道府県知事に提出して、当該協定が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項の協定（以下この章において単に「協定」という。）においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 協定の対象となる水域並びに水産資源の種類及び漁業の種類
- 二 協定の対象となる種類の水産資源の保存及び管理の方法
- 三 協定の有効期間
- 四 協定に違反した場合の措置
- 五 その他農林水産省令で定める事項

茨城県資源管理方針の変更に係る 新旧対照表 (案)

変更 (案)	現行方針
<p>茨城県資源管理方針</p> <p>第1 資源管理に関する基本的な事項</p> <p>1 漁業の状況</p> <p>本県の海面は、沖合で親潮と黒潮が交錯し、これらの海流から派生する分枝が沿岸で混合する寒・暖流性の魚介類の好漁場であり、<u>内水面でも国内第2位の面積を有する霞ヶ浦北浦などで漁業が盛んであり</u>、高い生産力と地域ごとの特性に応じた多種多様な漁業が営まれている。本県では水産加工業も盛んに営まれており、水産業が<u>重要な産業</u>となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。</p> <p>2 本県の責務</p> <p>本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。</p> <p>第2から第7 (略)</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針</p> <p>1 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-7 まさば及びごまさば太平洋系群」までに、それぞれ定めるものとする。</p>	<p>茨城県資源管理方針</p> <p>第1 資源管理に関する基本的な事項</p> <p>1 漁業の状況</p> <p>本県の海面は、沖合で親潮と黒潮が交錯し、これらの海流から派生する分枝が沿岸で混合する寒・暖流性の魚介類の好漁場であり、高い生産力と地域ごとの特性に応じた多種多様な漁業が営まれている。<u>また、本県の沿岸地域では水産加工業も盛んに営まれており</u>、水産業がな産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。</p> <p>2 本県の責務</p> <p>本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。</p> <p>第2から第7 (略)</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針</p> <p>特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-7 まさば及びごまさば太平洋系群」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>(新設)</p>

2 特定水産資源以外の水産資源の具体的な資源管理方針は、「別紙 2-1-1 ひらめ太平洋北部系群」から「別紙 2-2-3 てながえび霞ヶ浦北浦海区」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙 1-1) ~ (別紙 1-7) (略)

(別紙 2-1-1)

第 1 水産資源

ひらめ太平洋北部系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を提案された目標管理基準値案以上の水準に維持するという目標を踏まえ、県が行う資源評価において判断される資源水準を中位以上に維持する。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性の目標とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

全長 30 センチメートル以下の再放流により小型魚保護に取り組んでいく。また、茨城県海面漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表する。さらに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、種苗放流を実施するとともに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙 1-1) ~ (別紙 1-7) (略)

(新設)

<p>(別紙 2 - 1 - 2)</p> <p>第 1 水産資源 やなぎむしがれい太平洋北部</p> <p>第 2 資源管理の方向性 国が行う資源評価における親魚量を提案された目標管理基準値案以上の水準に維持するという目標を踏まえ、県が行う資源評価において判断される資源水準を中位以上に維持する。 なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性の目標とする。</p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 茨城県海面漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表する。さらに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</p> <p>第 4 その他資源管理に関する重要事項 特になし</p>	<p>(新設)</p>
<p>(別紙 2 - 1 - 3)</p> <p>第 1 水産資源 さめがれい太平洋北部</p> <p>第 2 資源管理の方向性 国が行う資源評価における資源量指標値を提案された目標管理基準</p>	<p>(新設)</p>

値案以上の水準に回復させるという目標を踏まえ、県の資源評価において判断される資源水準を中位以上に維持する。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性の目標とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

茨城県海面漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表する。さらに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙2-1-4)

第1 水産資源

ぶり

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、令和10年までに、提案された目標管理基準値案以上の水準に回復させる。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性の目標とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

茨城県海面漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定

(新設)

を公表する。さらに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙2-1-5)

第1 水産資源

いかなご太平洋北部 (こうなご、めろうど)

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源状態を、低位水準から脱することを目標に、県が行う資源評価において判断される資源の動向を、令和10年までに、増加にすることを旨とする。

なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には当該資源管理の目標を資源管理の方向性の目標とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

茨城県海面漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表する。さらに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

(新設)

<p>県が行う資源評価において判断される資源の動向を、令和 10 年までに、増加にすることを旨とする。</p> <p>なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性の目標とする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>殻長7センチメートル以下の再放流により小型貝保護に取り組んでいく。また、茨城県海面漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表する。さらに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>特になし</p> <p>(別紙2-1-8)</p> <p>第1 水産資源</p> <p>ちょうせんはまぐり茨城県海域(鹿島灘はまぐり)</p> <p>第2 資源管理の方向性</p> <p>県が行う資源評価において判断される資源水準を、中位以上に維持する。</p> <p>なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性の目標とする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>茨城県海面漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕</p>	<p>(新設)</p>
---	-------------

をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表する。さらに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項
特になし

(別紙 2 - 1 - 9)

第 1 水産資源

うばがい茨城県海域 (ほっきがい)

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源の動向を、令和 10 年までに、増加にすることを旨とする。

なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性の目標とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

茨城県海面漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表する。さらに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項
特になし

(新設)

<p>(別紙 2-1-10)</p> <p>第 1 水産資源 えぞあわび茨城県海域</p> <p>第 2 資源管理の方向性 県が行う資源評価において判断される資源水準を、中位以上に維持する。 なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性の目標とする。</p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 茨城県海面漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表する。さらに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、種苗放流を実施するとともに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</p> <p>第 4 その他資源管理に関する重要事項 特になし</p>	<p>(新設)</p>
<p>(別紙 2-2-1) わかさぎ霞ヶ浦北浦海区 (略)</p> <p>(別紙 2-2-2) しらうお霞ヶ浦北浦海区 (略)</p> <p>(別紙 2-2-3) てながえび霞ヶ浦北浦海区 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

第 519 回茨城海区漁業調整委員会（事前協議）からの変更点について

● 事前協議で説明した内容について、水産庁と調整した結果、下記のとおり追加や修正指導はなされたが、県資源方針に加える魚種や資源管理の方針は、おおむね事前協議時点の内容で了承された。詳細は別添対比表のとおり。

- 1 国が資源評価を行っている魚種については、「資源管理の方向性」に国の資源管理目標も記載
 - ・「ひらめ」、「やなぎむしがれい」、「さめがれい」、「ぶり」、「いかなご」については、国が資源評価を行い、資源管理目標を掲げている。
 - ・これら魚種については、国の資源管理目標についても記載するよう水産庁からの指導があったため、追記。
 - ・ただし、県が取り組むべき方向性については、前回説明からの変更はない。
- 2 資源水準が低位の魚種についても、目標を設定
 - ・「いかなご」と「うばがい」については、資源管理の方向性を「当面の間、資源の回復に努め・・・」としていた。
 - ・可能な限り定量的な目標を定めるよう水産庁の指導があったが、資源状況等を踏まえると定量的な目標設定は困難であるため、「しらいとまきばい」と同様の定性的な目標に修正。

資源管理の方向性		
	目標年	目標
前回協議時	当面	資源の回復に努め、県の資源評価において、資源動向に変化がみられた場合には、その結果を用いて本方向性を見直す。
今回協議時	令和 10 年	資源の動向を増加とすることを目指す

- 3 対象の水産資源は「標準和名＋海域名（系群が判明している場合は系群名）」で記述するように修正
 - ・水産庁の全国一律の指導により修正
 - ・「鹿島灘はまぐり茨城県海域（標準和名：ちょうせんはまぐり）」は「ちょうせんはまぐり茨城県海域（鹿島灘はまぐり）」へ
 - ・「いかなご茨城県海域」は「いかなご太平洋北部」へ

方針 (案)	第 519 回茨城海区漁業調整委員会 (事前協議)
<p>(別紙 1 - 1) ~ (別紙 1 - 7) (略)</p> <p>(別紙 2 - 1 - 1)</p> <p>第 1 水産資源 ひらめ太平洋北部系群</p> <p>第 2 資源管理の方向性 <u>国が行う資源評価における親魚量を提案された目標管理基準値案以上の水準に維持するという目標を踏まえ、県が行う資源評価において判断される資源水準を中位以上に維持する。</u> なお、<u>資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性の目標とする。</u></p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 全長 30 センチメートル以下の再放流により小型魚保護に取り組んでいく。また、<u>茨城県海面漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表する。さらに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、種苗放流を実施するとともに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</u></p> <p>第 4 その他資源管理に関する重要事項 特になし</p>	<p>(別紙 1 - 1) ~ (別紙 1 - 7) (略)</p> <p>(別紙 2 - 1 - 1)</p> <p>第 1 水産資源 ひらめ太平洋北部系群</p> <p>第 2 資源管理の方向性 県が行う資源評価において判断される<u>中位以上の資源水準を維持する。なお、この資源管理の方向性は、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。</u></p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 全長 30 センチメートル以下の再放流により小型魚保護に取り組んでいく。また、<u>茨城県海面漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、種苗放流を実施するとともに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</u></p> <p>第 4 その他資源管理に関する重要事項 特になし</p>

(別紙 2-1-2)

第 1 水産資源

やなぎむしがれい太平洋北部

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を提案された目標管理基準値案以上の水準に維持するという目標を踏まえ、県が行う資源評価において判断される資源水準を中位以上に維持する。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性の目標とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

茨城県海面漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表する。さらに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙 2-1-3)

第 1 水産資源

さめがれい太平洋北部

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を提案された目標管理基準値案以上の水準に回復させるという目標を踏まえ、県の資源評価におい

(別紙 2-1-2)

第 1 水産資源

やなぎむしがれい太平洋北部

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、この資源管理の方向性は、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

茨城県海面漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙 2-1-3)

第 1 水産資源

さめがれい太平洋北部

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持す

て判断される資源水準を中位以上に維持する。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性の目標とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

茨城県海面漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表する。さらに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙2-1-4)

第1 水産資源

ぶり

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、令和10年までに、提案された目標管理基準値案以上の水準に回復させる。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性の目標とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

茨城県海面漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表する。さらに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の

る。なお、この資源管理の方向性は、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

茨城県海面漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙2-1-4)

第1 水産資源

ぶり

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、この資源管理の方向性は、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

茨城県海面漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実

実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし

(別紙2-1-5)

第1 水産資源

いかなご太平洋北部 (こうなご、めろうど)

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源状態を、低位水準から脱することを目標に、県が行う資源評価において判断される資源の動向を、令和10年までに、増加にすることを指す。

なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には当該資源管理の目標を資源管理の方向性の目標とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

茨城県海面漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表する。さらに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし

(別紙2-1-5)

第1 水産資源

いかなご茨城県海域 (こうなご、めろうど)

第2 資源管理の方向性

当面の間、資源の回復に努め、県の資源評価において、資源動向に変化がみられた場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

茨城県海面漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

<p>特になし</p> <p>(別紙 2-1-6)</p> <p>第 1 水産資源 まだい茨城県海域</p> <p>第 2 資源管理の方向性 県が行う資源評価において判断される<u>資源水準を、中位以上に維持する。</u> なお、資源評価における評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。</p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 茨城県海面漁業調整規則を<u>遵守させる</u>とともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表する。<u>さらに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。</u></p> <p>第 4 その他資源管理に関する重要事項 特になし</p>	<p>特になし</p> <p>(別紙 2-1-6)</p> <p>第 1 水産資源 まだい茨城県海域</p> <p>第 2 資源管理の方向性 県が行う資源評価において判断される<u>中位以上の資源水準を維持する。</u>なお、資源評価における評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。</p> <p>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 茨城県海面漁業調整規則を<u>遵守する</u>とともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表する<u>とともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</u></p> <p>第 4 その他資源管理に関する重要事項 特になし</p>
<p>(別紙 2-1-7)</p> <p>第 1 水産資源 しらいとまきばい茨城県海域 (ベー貝、つぶ貝)</p> <p>第 2 資源管理の方向性 県が行う資源評価において判断される<u>資源の動向を、令和 10 年まで</u></p>	<p>(別紙 2-1-7)</p> <p>第 1 水産資源 しらいとまきばい茨城県海域 (ベー貝、つぶ貝)</p> <p>第 2 資源管理の方向性 県が行う資源評価において判断される<u>資源の動向を令和 10 年までに</u></p>

に、増加にすることを旨とする。

なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性の目標とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

殻長7センチメートル以下の再放流により小型貝保護に取り組んでいく。また、茨城県海面漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表する。さらに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙2-1-8)

第1 水産資源

ちょうせんはまぐり茨城県海域(鹿島灘はまぐり)

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源水準を、中位以上に維持する。

なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性の目標とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

茨城県海面漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を

増加とすることを旨とする。なお、資源評価における評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

殻長7センチメートル以下の再放流により小型貝保護に取り組んでいく(旧茨城県シライトマキバイ資源回復計画)。また、茨城県海面漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙2-1-8)

第1 水産資源

鹿島灘はまぐり茨城県海域(標準和名:ちょうせんはまぐり)

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、資源評価における評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

茨城県海面漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を

を公表する。さらに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし

(別紙2-1-9)

第1 水産資源

うばがい茨城県海域(ほっきがい)

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源の動向を、令和10年までに、増加にすることを旨とする。

なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性の目標とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

茨城県海面漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表する。さらに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし

公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし

(別紙2-1-9)

第1 水産資源

うばがい茨城県海域(ほっきがい)

第2 資源管理の方向性

当面の間、資源の回復に努め、県の資源評価において、資源動向に変化がみられた場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

茨城県海面漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし

(別紙2-1-10)

第1 水産資源

えぞあわび茨城県海域

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源水準を、中位以上に維持する。

なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性の目標とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

茨城県海面漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表する。さらに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、種苗放流を実施するとともに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙2-2-1) わかさぎ霞ヶ浦北浦海区

(略)

(別紙2-2-2) しらうお霞ヶ浦北浦海区

(略)

(別紙2-2-3) てながえび霞ヶ浦北浦海区

(略)

(別紙2-1-10)

第1 水産資源

えぞあわび茨城県海域

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、この資源管理の方向性は、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

茨城県海面漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、種苗放流を実施するとともに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

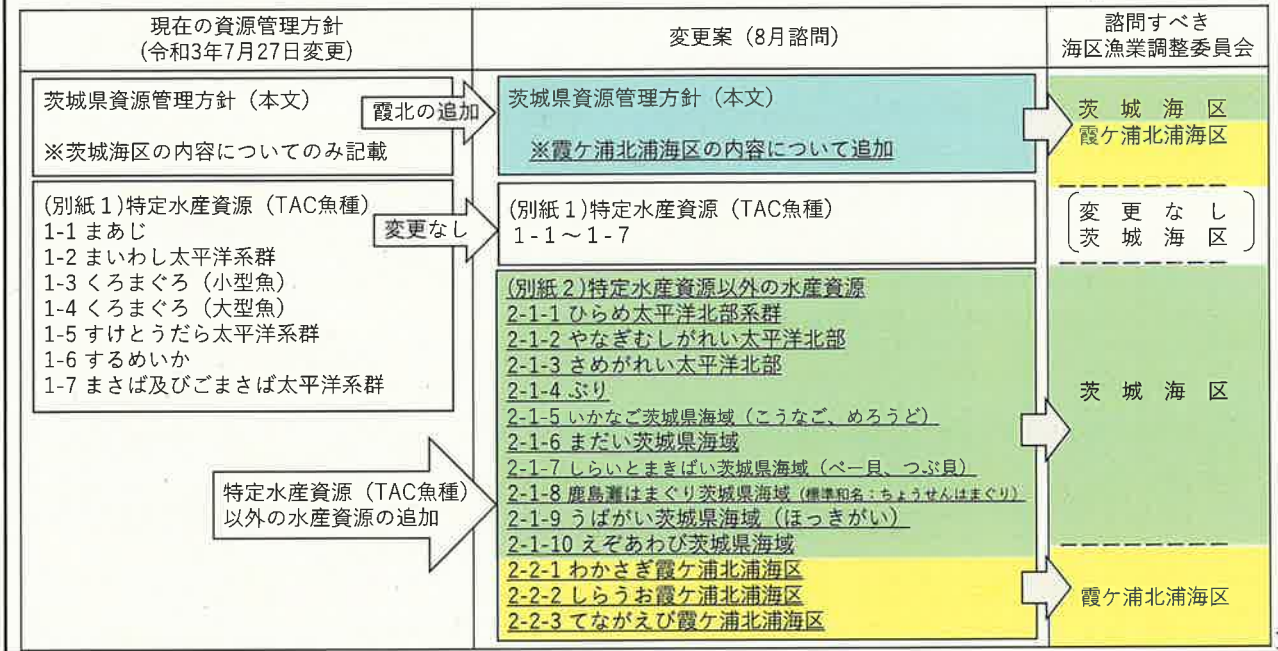
(略)

(略)

(略)

茨城県資源管理方針の変更に係る海区漁業調整委員会への諮問の概念図

資料2-4



茨城県資源管理方針の変更に係るスケジュール

月	茨城海区	霞ヶ浦北浦海区
7月	21日 第519回 茨城海区 漁業調整委員会 事前協議	14日 第554回 霞ヶ浦北浦海区 漁業調整委員会 事前協議
	8日 第520回 茨城海区 漁業調整委員会 諮問 (答申)	8日 第555回 霞ヶ浦北浦海区 漁業調整委員会 諮問 (答申)
8月	中旬 農林水産大臣 (水産庁) への変更承認申請 下旬 同 変更承認及び公表	
~3月	各種「資源管理協定」の策定、認可申請 (漁業者)	

千葉・茨城相互入会漁業について

令和 5 年 7 月 2 1 日

茨城県農林水産部漁政課

令和 6 年 2 月末日に、千葉・茨城相互入会漁業に係る協定が有効期限を迎えるにあたり、5 月 22～26 日に関係漁協から要望調査を実施するとともに、その結果を踏まえ、7 月 7 日に開催された千葉・茨城事務担当者会議において、両県の要望事項等について協議した。

1 千葉・茨城相互入会漁業の協定に係る協議

(1) 現行の協定内容

別添資料No. 6 - 2のとおり。

(2) 要望事項及び協議結果

① 中型まき網及び小型まき網漁業

要望者	内容	回答
茨城	現行どおり	特になし
千葉	現行どおり	特になし

② さよりひき網漁業

要望者	内容	回答
茨城	操業区域の拡大 (中小型まき網 操業ライン)	房総沖では H23 年以降さよりの漁場は形成されておらず他県船を受け入れる状況にないことや、千葉県沿岸漁業の主勢力である 2 そうまきとの競合により 拡大は困難 。
	操業期間の延長 (5 月まで)	千葉県海面では 4 月末から抱卵個体が確認されており、5 月は産卵期保護のため 延長は困難 。
千葉	現行どおり	特になし

③ はえ縄漁業 (5 トン以上)

要望者	内容	回答
茨城	千葉県海面への 入漁制度化 (※)	千葉県内関係漁協の了解が得られれば、現時点で千葉県船団との 操業実績がある漁船に限り、協定及び漁協間での申し合わせについて協議し、その内容について遵守することを条件に許可の発給を検討する 。
千葉	現行どおり	特になし

※はさき漁協からの要望であり、協定内容等についても、はさき漁協と調整の上、千葉県と協議する。

④その他

要望者	内容	回答
茨城	しらすひき網漁業の制度化	千葉県沿岸漁業の主勢力である2そうまき網漁業との調整により、 制度化は困難 。
千葉	協定期間の延長 (3年→5年)	福島との入会漁業も3年の短縮許可としており、 <u>3年のままとしたいが、持ち帰って検討する</u> 。

2 その他

(1) 遊漁船によるひらめ活餌釣りについて

- ・本協定に係る協議とは切り離して、別途行政間での協議の場を設けることとする。

(2) 銚子沖風力発電について

- ・銚子市公表の計画では、洋上工事の開始時期は令和9年2月となっている。
- ・入域への支障など、操業に関する情報提供は千葉から茨城へ都度行う。

3 スケジュール

8月上旬 県内関係漁協との再調整

8月8日 海区漁業調整委員会 報告 (入会漁業にかかる調整方針等)

10月中旬 千葉・茨城連合海区協議会 (茨城海区漁業調整委員会小委員会)

10月 海区漁業調整委員会 諮問 (有効期間短縮)

11月 海区漁業調整委員会 諮問 (制限措置等)

12月 公示・免許申請受付開始 (申請期間: 1ヶ月以上)

2月 許可書交付

資料No. 3 - 2

(第519回 資料No. 6 - 2 の抜粋)

茨城・千葉連合海区協議会 合意内容(現協定内容)

(令和2年11月13日の連合海区協議会で合意)

有効期間: 令和3年3月1日から令和6年2月末日まで

茨城県船 → 千葉県海面

	①中型まき網 小型まき網	②さよりひき網
入会枠	12か統	51か統
操業期間	周年	12/1～翌年4/30
操業区域	千葉県山武郡横芝光町栗山川漁港西防波堤突端から150度の線以北の千葉県海域	千葉県銚子市と旭市との境界磯見川河口中心点から180度の線(東経140度45.67分の経線)以東の千葉県海域

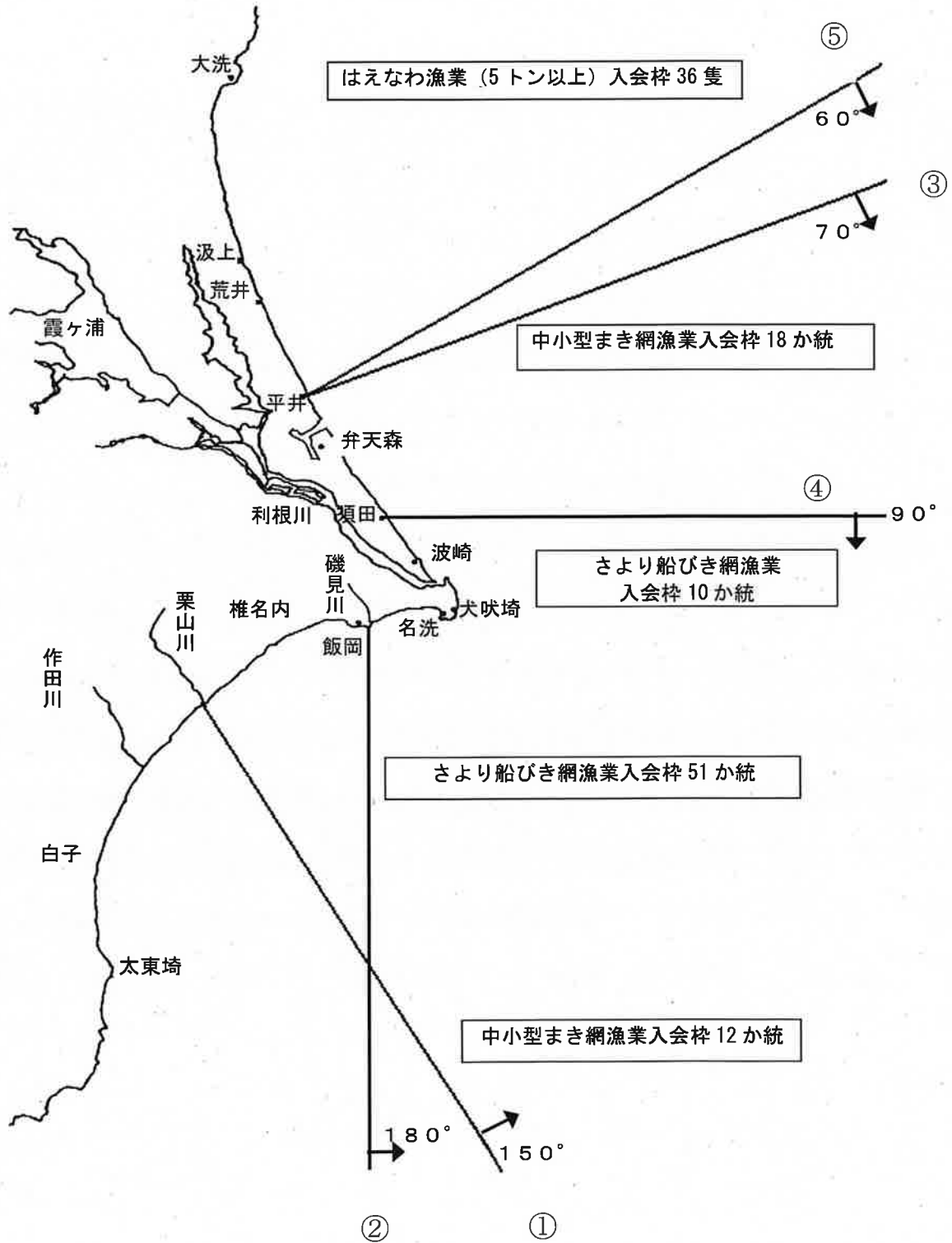
※方位については真方位

千葉県船 → 茨城県海面

	③中型まき網 小型まき網	④さよりひき網	⑤はえなわ (5トン以上船)
入会枠	18か統 (千葉県いすみ市以北の千葉県内に根拠地を有する漁船)	10か統	36隻
操業期間	周年	12/1～翌年4/30	周年
操業区域	茨城県鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地(北緯35度57分14.79秒, 東経140度39分45.89秒)から70度の線以南の茨城県海域	茨城県神栖市須田旧海軍須田監視所跡地から90度の線(北緯35度50.19分の緯線)以南の茨城県海域	茨城県鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地(北緯35度57分14.79秒, 東経140度39分45.89秒)から60度の線以南の茨城県海域

※方位については真方位

茨城・千葉入会漁業操業区域図



小委員会及び千葉・茨城連合海区協議会日程表

1 小委員会

日 時 令和5年10月23日(月) 午前11時30分から
 場 所 神栖市波崎総合支所 3階 研修室B
 神栖市波崎6530番地
 協議事項 (1) 千葉・茨城相互入会漁業について
 (2) その他

2 連合海区協議会

日 時 令和5年10月23日(月) 午後1時30分から
 場 所 神栖市波崎総合支所 3階 研修室A
 神栖市波崎6530番地
 協議事項 (1) 千葉・茨城相互入会漁業について
 (2) その他

3 日 程

8:30	県庁発(貸し切りバスで移動) 途中バス乗車場所 大洗町漁協 9:05 鹿島灘漁協 10:10
11:10	神栖市役所波崎総合支所 着
11:30~12:00	小委員会(3階 研修室B)
12:00~13:00	昼食、昼休み
13:30~14:20	千葉・茨城連合海区協議会(3階 研修室A)
14:30	神栖市役所波崎総合支所 発 途中バス降車場所 鹿島灘漁協 15:30 大洗町漁協 16:35
17:10	県庁着

【千葉担当委員】

高濱会長、飛田会長代理、磯前委員、根本経子委員、長岡委員、日向野委員、湯浅委員、関根委員